

申請者各位

計画の変更に伴う景観法に基づく手続きについて

計画内容（外壁色彩や形態意匠、外構・植栽計画など）を変更するときは、**変更部分に着手するまでに、再度事前協議及び変更の届出（又は認定申請）が必要となりますので、速やかにご相談ください。**協議から着手まで 2 ヶ月程度の期間を要します。

上記の届出等をせずに変更部分に着手すると罰則の対象となり、また基準に適合していない場合は是正工事の対象となります。

※申請者・工事施工者等の変更については軽微変更の手続きとなりますので、軽微変更届を提出してください。

申請様式は



堺市 景観 様式

で検索

【景観法抜粋】

（届出及び勧告等）

第十六条

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち、国土交通省令で定める事項を**変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を景観行政団体の長に届け出なければならない。**

（計画の認定）

第六十三条 景観地区内において建築物の建築等をしようとする者は、あらかじめ、その計画が、前条の規定に適合するものであることについて、申請書を提出して市町村長の認定を受けなければならない。**当該認定を受けた建築物の計画を変更して建築等をしようとする場合も、同様とする。**

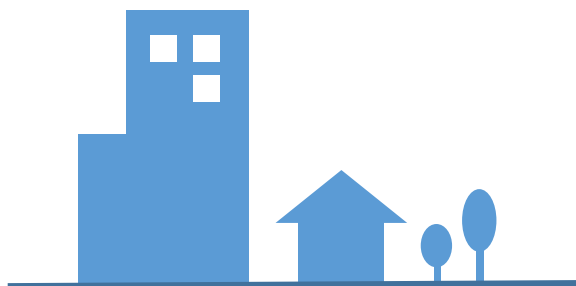
第七章 罰則

第一百零二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

二 **第六十三条第一項の規定に違反して、申請書を提出せず、又は虚偽の申請書を提出した者**

第一百零三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 **第十六条第一項又は第二項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者**



【連絡先】

堺市建築都市局 都市計画部 都市景観課

（審査指導係）

電話:072-228-7432 FAX:072-228-8468

E-mail:tokan@city.sakai.lg.jp